

子保発 0106 第 1 号
令和 3 年 1 月 6 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省子ども家庭局保育課長
（ 公 印 省 略 ）

押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の
一部を改正する省令の施行に伴う通知様式の改正について

押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令(令和 2 年厚生労働省令第 208 号)が公布・施行されたことに伴い、当職から発せられた通知により定められた様式については、国民や事業者等の押印等を不要とする等、所要の改正を行いました。

つきましては、改正の内容は下記のとおりですので、御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、対応に遺漏のないようお願いいたします。

記

第 1 様式の改正

(1) 次に掲げる通知の様式中、「印」を削る。

- ① 保育士を養成する学校その他の施設の指定の申請等について（平成 22 年 7 月 22 日付け雇児保発 0722 第 2 号）様式 2
- ② 指定保育士養成施設の変更に伴う学則変更申請の取扱いについて（平成 30 年 4 月 27 日付け子保発 0427 第 1 号）別添

第 2 経過措置

改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、当該改正後の様式によるものとみなすものとする。

また、旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができるものとする。